秋の全国火災予防運動

11月9日(水)から15日(火)は「平成23年度秋季全国火災予防運動」の期間です。

今年は **『消したはず 決めつけないで もう一度』** を統一標語に、全国一斉に火災予防運動が実施されます。

この時季は空気も乾燥し、火災が起きやすくなることが予想されます。火災は自分だけでなく他の人の幸せを奪ってしまう恐れがあります。火災を未然に防ぐには、みなさん一人ひとりが防火意識を持つことが非常に大切です。この機会に、ぜひもう一度火の取り扱いについて、家庭で確認してみてはいかがでしょうか。

住宅防火 命を守る 7つのポイント

～3つの習慣・4つの対策～

1 寝たばこをしない

2 ストーブには、燃えやすいものを近づけない

3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

5 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎製品を使用する

6 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する

7 お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

■住宅用火災警報器の設置について

住宅火災による被害を減らすために、新築住宅は、平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日までに住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、全ての住宅に設置が必要となりました。

なぜ必要なのか？

①近年の住宅火災による死者は千人を超えており、その約7割が逃げ遅れによるものです。

②住宅火災による死者の内、その約6割が65歳以上の高齢者です。

設置する警報器の種類は煙式、熱感知式の2種類があります。

場所は、原則として寝室と階段となります。

なお、警報器は、お近くのホームセンター及び防災設備取扱店でご購入いただけます。

《消防団からお願い》

○秋の火災予防期間中、五霞町消防団が夜8時から1～2時間程度、それぞれの分団で管轄する行政区を警鐘を鳴らしながら巡回しますので、ご理解ご協力をお願いします。

○火災発生時には危険防止並びに迅速な活動を実施するため、現場周辺への立ち入り及び消防水利周辺への駐車などはご遠慮ください。

○お問い合わせ

・総務課 行政・防災G
☎(84)1111（内線214）

・茨城西南地方広域市町村圏事務組合 消防本部予防課
☎(47)0129

・古河消防署五霞分署
☎(84)0628